

様式第15 (第7条関係)

① 製造所
危険物貯蔵所譲渡引渡届出書
取扱所

元号〇〇年〇〇月〇〇日

羽咋郡市広域圏事務組合組合長 殿

届出者 ②

住所 石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 (電話0123-45-6789)

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

譲渡又は引渡 を受けた者	住所	③ 石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 電話 0123 (45) 6789		
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
譲渡又は引渡 をした者	住所	④ 石川県△△市△△町△△番地△ 電話 0123 (45) 6789		
	氏名	△△株式会社 代表取締役 △△ △△		
製造所等	設置場所	⑤ 石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇		
	製造所等の別	⑥ 貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	⑦ 地下タンク貯蔵所
	設置の許可年月日 及び許可番号	⑧ 元号〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇〇 号		
	設置の完成検査年月日 及び検査番号	⑨ 元号〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇〇 号		
	危険物の類、品名 (指定数量)、最大数量	⑩ 第4類第 第〇石油類 〇〇〇〇	指定数量の倍数	⑪ 〇〇倍
譲渡又は引渡のあった 理由	⑫ 売買により譲渡したため			
※ 受付欄		※ 経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 譲渡引渡を証明する書類を添付すること。

1 記入要領

- ① 届出書名称の製造所・貯蔵所・取扱所は、該当する施設以外を二重取消線で抹消するか、又は、該当する施設を○で囲むように記入してください。
- ② 届出を行った日付を記入してください。
届出者の住所及び氏名は、譲渡又は引渡しを受けた方の住所及び氏名を記入してください。
- ③ 譲渡又は引渡しを受けた者の住所、氏名は、これから譲渡又は引渡しを受ける方の住所、氏名を記入してください。
- ④ 譲渡又は引渡しをした方の住所、氏名は、最新の完成検査済証等に記載されている設置者と同一の方としてください。
- ⑤ 移動タンク貯蔵所にあつては、常置場所（常置場所の変更許可と同時に届け出るものにあつては、許可前の常置場所）を記入してください。
- ⑥ 製造所等の別を記入してください。（製造所、貯蔵所、取扱所）
- ⑦ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「地下タンク貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。
- ⑧ 設置の許可年月日及び許可番号を記入してください。
- ⑨ 設置の完成検査年月日及び検査番号を記入してください。
- ⑩ 類、品名、最大数量及び指定数量を記入してください。
品名（指定数量）の記載は、届出る危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記入してください。
- ⑪ 指定数量の倍数を記入してください。
- ⑫ 譲渡又は引渡しの別及びその理由を簡潔に記入してください。
（例） 売買による譲渡、相続したため

2 譲渡又は引渡しの届出について

- (1) 「譲渡」とは、贈与、売買等により所有権が移転することをいいます。
所有権とは、民法に定める所有権であり、物を全面的に使用し、かつ、処分しうる排他的な物権です。
「引渡し」とは、賃貸権、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、およそ物の事実上の支配が移転すること、つまり、民法上の占有移転があることをいいます。
引渡しとしての設置者の地位の継承は、製造所等を変更する権限の移動の有無が、その主要な判断要素と考えられます。
- (2) 給油取扱所等において、賃貸契約又は管理委託契約により元売業者（所有者）から地元業者に運営管理が委託されている場合で、届け出する施設の変更、廃止の権限が元売業者（所有者）に留保されているときには、「引渡し」には該当しません。
- (3) 個人商店の法人化、法人の合併等により製造所等の所有権、管理権等が移動する場合は、その内容により「譲渡」又は「引渡し」に該当するときとしないときがあるので留意してください。

例

○個人商店を法人化する場合

- ・製造所等を法人所有とする場合・・・「譲渡」
- ・製造所等の改廃権※を法人に移転し、所有権は個人に留保する場合・・・「引渡し」
- ・製造所等の改廃権※を個人に留保する場合・・・「非該当」

○A社と B社との 合併に伴い、新会社C社となる場合

- ・ A社を存続会社とし、B社を吸収後、C社とする場合・・・A社の製造所等 「名称変更」
B社の製造所等 「譲渡」
- ・ A社とB社を解散し、C社を創設・・・A社の製造所等 「譲渡」
B社の製造所等 「譲渡」

※ 改廃権とは、製造所等を変更及び廃止できる権利

- (4) 譲渡又は引渡しに係る製造所等が2以上ある場合は、一括して提出することができます。
- (5) 届出書には原則として、譲渡又は引渡しがあったことを証明する次のいずれかの書類の添付を必要とします。また、受付に際しては、最新の完成検査済証等を提示し、新しい設置者が必要な書類を保有していることを示してください。
 - ア 製造所等の登記事項証明書（登記簿謄本、抄本又はその写し）
 - イ 自動車検査証、登録事項等証明書（移動タンク貯蔵所の場合）
 - ウ 不動産売買契約書等の売買、贈与等による所有権の移転を証明する書類又はその写し
- (6) リース契約等により、複雑な所有権及び占有権になっているものにあつては、消防本部予防課と協議してください。
- (7) 3者以上譲渡がなされた危険物施設については、次により届出を提出することができます。
(A→B→Cと譲渡されたとする。)
- ア Cは、A－B間及びB－C間の譲渡を証する書面を添付して譲渡届を行います。
- イ 譲渡届の譲受人はC、譲渡人はBとします。

3 届出部数

届出は2部提出してください。

4 届出先

羽咋郡市広域圏事務組合消防本部 予防課
石川県羽咋市中央町ア 185 番地
TEL 0767-22-7816

※法令名略語

危政令・・・危険物の規制に関する政令